

無担保借換住宅ローン

2025年12月1日現在

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ろうきん会員の組合員の方、生協組合員の方、「ろうきんクラブアソシエール」に加入できる方。 ◇ 最終ご返済年齢が満76歳未満の方。 ◇ 勤続年数が原則1年以上の方。 ◇ ご返済に見合う安定した収入のある方で、前年年収が150万円以上の方。
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「『借入申込人または親族の方が居住用』かつ『借入申込人の所有』する住宅」に関するご本人名義の他行住宅ローン借換資金および抵当権抹消費用等諸費用。 <p>※ 本制度により他金融機関等住宅関連資金（共済を除く）を一本化することを条件とします。</p>
ご融資限度額	2,000万円以内。
ご返済期間	25年以内。
金利制度	<p>変動金利制となります。</p> <p>※ 固定金利特約型の利用も可能です。固定金利特約型の金利の仕組みは住宅ローンをご参照願います。</p> <p><変動金利制について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資利率が当庫の定める基準利率の見直しに伴って変更される制度です。 ・ 融資利率は4月1日と10月1日の見直し基準日に見直します。 ・ 4月1日の基準利率を同年7月の返済日の翌日より、10月1日の基準利率を翌年1月の返済日の翌日より適用します。 ・ 基準利率が引き下げられたときには融資利率が引き下げられ、基準利率が引き上げられたときには、融資利率も引き上げされることになります。 ・ ご返済額は5年に1度（10月1日の見直し基準日を5回経過する毎に）見直しを行い、その翌年の2月ご返済分から新返済額となります。したがって、その間は融資利率に変更があっても、ご返済額の見直しはいたしません。 ・ 新返済額は、当初契約期間内にご返済が終了するように、新融資利率、残元金、未払利息、残期間に基づいて再計算いたします。なお、新返済額は見直し前の返済額を下回らないものとし、見直しによりご返済額が増える場合は、新返済額は見直し前のご返済額の1.25倍を限度として増額いたします。
ご返済方法	元利均等返済（ボーナス返済併用可）となります。
ご融資金利	当庫所定の金利となります。
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ご融資残高の範囲内で「ろうきん団信」、「がん団信」、「就業不能保障団信」、「オールマイティ保障型団信」の何れかを付保することができます。 ◇ 健康上の理由により「ろうきん団信」が引受不可となった方は、「引受緩和団信」にご加入いただける場合があります。
保証機関	<ul style="list-style-type: none"> ◇ （一社）日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。 ◇ 保証料は当庫が負担いたします。
繰上償還手数料	不要です。
固定金利期間特約型再特約手数料	5,500円（収入印紙代別途要）
連帯保証人	原則不要ですが、審査等により必要となる場合があります。

苦情・相談等の窓口

以下をご参照ください。

苦情・相談等の窓口

ろうきんへのご相談・苦情・お問い合わせ	<p>ご契約内容や商品に関するご相談・苦情・お問い合わせは、当庫本支店のほか、下記の受付窓口までお申し出ください。</p> <p>＜窓口：北海道労働金庫 お客様相談センター＞</p> <table border="1" data-bbox="520 422 1453 586"> <tr> <td data-bbox="520 422 747 518">電話番号</td><td data-bbox="747 422 1453 518">0120-510-924 受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)</td></tr> <tr> <td data-bbox="520 518 747 586">FAX</td><td data-bbox="747 518 1453 586">011-764-2215</td></tr> </table> <p>なお、苦情対応の手続については、店頭にて「苦情への対応の概要」をご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当庫ホームページをご覧ください。</p> <table border="1" data-bbox="520 714 1453 900"> <tr> <td data-bbox="520 714 747 810">当庫ホームページ</td><td data-bbox="747 714 1453 810">https://www.rokin-hokkaido.or.jp * ホームページ画面の「お問い合わせ」ボタンをご利用ください。</td></tr> <tr> <td data-bbox="520 810 747 900">住所</td><td data-bbox="747 810 1453 900">〒001-0907 札幌市北区新琴似7条2丁目2-18</td></tr> </table>	電話番号	0120-510-924 受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)	FAX	011-764-2215	当庫ホームページ	https://www.rokin-hokkaido.or.jp * ホームページ画面の「お問い合わせ」ボタンをご利用ください。	住所	〒001-0907 札幌市北区新琴似7条2丁目2-18
電話番号	0120-510-924 受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)								
FAX	011-764-2215								
当庫ホームページ	https://www.rokin-hokkaido.or.jp * ホームページ画面の「お問い合わせ」ボタンをご利用ください。								
住所	〒001-0907 札幌市北区新琴似7条2丁目2-18								
第三者機関に問題解決を相談したい場合	<p>下記の（一社）全国労働金庫協会が設置・運営する「ろうきん相談所」でも、ろうきんに関するご相談・苦情等をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご了解を得たうえで、お取引き先の労働金庫に対して迅速な解決を促します。</p> <p>＜窓口：ろうきん相談所＞</p> <table border="1" data-bbox="520 1208 1453 1394"> <tr> <td data-bbox="520 1208 747 1304">電話番号</td><td data-bbox="747 1208 1453 1304">0120-177-288 受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)</td></tr> <tr> <td data-bbox="520 1304 747 1394">住所</td><td data-bbox="747 1304 1453 1394">〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目13番4号</td></tr> </table> <p>紛争解決のための機関として、東京弁護士会が設置運営する下記の「仲裁センター」への取次も可能ですので、上記「ろうきん相談所」へお申し出ください。なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。</p> <p>＜仲裁センター＞</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 * なお、紛争解決措置については、店頭にて「紛争解決措置の概要」をご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当庫ホームページをご覧ください。</p>	電話番号	0120-177-288 受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)	住所	〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目13番4号				
電話番号	0120-177-288 受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)								
住所	〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目13番4号								